

(3) 上厨川地区土地区画整理 事業跡地の土地利用

ア 「地区計画」の策定による 総合的な整備

盛岡市都市整備部市街地整備課

① 目的

国道46号や東北自動車道など交通の要衝に隣接した地域の特色を活かした土地利用を推進し、当市及び盛岡広域圏の経済活動の活性化を図ります。また、土地利用の推進に併せて道路改良などインフラの整備を実施し、環境改善を図ります。

② 「地区計画」について

まちづくりの手法のひとつとして、「地区計画」による整備があります。

「地区計画」は、住民が主体となってつくる、建物や道路、公園等に関する地区独自のルールです。

今後、実施の有無や具体にあたっては、地域と話し合いを行いながら検討していくこととなります。

※「地区計画」とは

1. 地区レベルの総合的、詳細な計画

地区計画は、地区レベルでの計画的なまちづくりを進めていく計画です。

地区を単位として、公共施設(道路、公園など)、建築物、土地利用に関する事項を一体的に一つの計画として定めるものです。

2. 誘導・規制による計画の実現

地区計画は、土地区画整理事業などの事業ではありません。計画区域内での個々の開発行為、建築行為を地区計画によって誘導・規制することによって、計画の実現が図られることとなります。

3. メニュー方式による計画

地区計画として定める内容やそれを実現するための規制手段を，地区の状況に応じて選択できるメニュー方式となっています。

4. 住民参加のまちづくりをめざす手法

地区計画は，計画案づくりの段階から地区のみなさんの意向を反映することが義務づけられた，いわゆる住民参加のまちづくりを目指します。